

保保発 0 3 3 1 第 6 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

健康保険、船員保険及び厚生年金保険の産前産後休業期間中の
保険料免除等の取扱いについて

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）の一部が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 41 号）が本日付けで公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの法令の内容については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 24 年 8 月 22 日付け保発 0822 第 11 号）及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 26 年 3 月 31 日付け保発 0331 第 19 号）により健康保険組合理事長あて通知されたところであるが、これらの事務のうち、産前産後休業期間中の保険料免除等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 制度の概要

1. 産休期間中の保険料免除

従来より、育児休業を取得した健康保険、船員保険及び厚生年金保険の被保険者については、育児休業期間中の保険料を免除することとされてきたが、次世代育成支援の観点から、産前産後休業（以下「産休」という。）を取得した被保険者についても同様に、産休期間中の保険料の免除を受けることができることとされた。

2. 産休を終了した際の標準報酬月額の改定

標準報酬月額については、原則として、年に一度決定されているところである（定時決定）が、産休を取得した被保険者の標準報酬月額を速やかに改定できるよう、産休を終了した日の翌日が属する月以降の3月間に受けた報酬の平均を基準（船員保険においては、産休を終了した日の翌日の報酬を基準）として標準報酬月額を改定（以下「終了時改定」という。）することができることとされた。

3. 産休の範囲

上記1、2の対象となる産休の範囲は次のとおりである。

① 健康保険・厚生年金保険の被保険者

出産^(※)の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しない期間（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第23条の3、健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3）

② 船員保険の被保険者

妊娠中及び出産^(※)の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しない期間（船員保険法（昭和14年法律第73号）第19条の2）

※出産…妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む

第二 産休期間中の保険料免除の取扱いについて

1 保険料免除の申出

産休期間中の保険料免除の申出は、「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書（別紙1-1）」又は「船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書（別紙1-2）」（以下「申出書」という。）により事業主又は船舶所有者（以下「事業主等」という。）が当該産休期間中に日本年金機構又は健康保険組合（以下「機構等」という。）に提出することにより行うものであること。

2 保険料の免除期間

保険料の免除期間については、産休を開始した日の属する月から産休を終了する日の翌日が属する月の前月までとすること。ただし、施行日前に産休

を開始した者については、施行日に産休を開始したものとみなして、施行日以降、保険料免除の対象とするものであること。厚生年金保険法第 23 条の 2 第 1 項、健康保険法第 43 条の 2 第 1 項及び船員保険法第 19 条第 1 項に規定されている育児休業等（以下「育休等」という。）の期間と産休期間が重複する場合は、産休期間中の保険料免除が優先されることから、育休等から引き続いて産休を取得した場合は、産休を開始した日の前日を育休等の終了日とすること。この場合において、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 25 条の 2 第 3 項、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 135 条第 2 項、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 161 条第 2 項に規定する育休等の終了時の届出は不要であること。

3 産休取得者の確認通知

機構等は、申出書により当該被保険者が産休取得者であると確認したときは、確認した事項につき事業主等に通知するものであること。

4 産休期間の変更又は終了に係る届出

事業主等は、1 の申出に係る事項に変更があったとき又は産休終了予定日の前日までに産休を終了したときは、速やかに、「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更（終了）届（別紙 2-1）」又は「船員保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更（終了）届（別紙 2-2）」を機構等に届け出るものであること。

5 保険料免除の変更又は終了の通知

機構等は、4 の届出により産休取得者の産休期間の変更又は終了を確認したときは、確認した事項につき事業主等に通知するものであること。

なお、産休期間中に被保険者資格を喪失した場合については、終了に係る通知は要しないものであること。

第三 産休を終了した際の標準報酬月額の変更に係る届出

1 標準報酬月額の変更に係る届出

終了時改定の被保険者の届出は、氏名及び生年月日等必要事項を記載した「健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届（別紙 3-1）」又は「船員保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届（別紙 3-2）」（以下「変更届」という。）を事業主等へ提出し、報酬等必要事項を記載した変更届を事業主等が機構等に届出することにより行うものであること。

2 報酬月額算定の算定

- (1) 健康保険及び厚生年金保険の報酬月額は、産休を終了した日の翌日が属する月以降の3月間に受けた報酬総額を支払基礎日数が17日以上である月数で除して得た額とすること（産休を終了した日の翌日が属する月における支払基礎日数が17日に満たない場合は、当該月を除き算定すること。）。

改定された標準報酬月額は、産休を終了した日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月（当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とすること。

- (2) 船員保険の報酬月額は、産休を終了した日の翌日の報酬を基準として算定し、産休の終了した日の翌日が属する月の翌月（産休を終了した日の翌日が月の初日であるときは、その月）から標準報酬月額を改定すること。

当該改定された標準報酬月額をその後の勤務時間その他の勤務条件の変更により改定する場合は、「船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（産前産後休業用）（別紙4）」を必ず船舶所有者から提出させること。

なお、この場合の報酬月額の算定については、「勤務時間その他の勤務条件に変更のあった日」の報酬を基準として算定し、その変更のあった日が属する月の翌月（その変更のあった日が月の初日であるときは、その月）から改定すること。

3 標準報酬月額の改定の該当通知

産休を終了した際の標準報酬月額の改定の届出は、厚生年金保険法第27条、健康保険法第48条及び船員保険法第24条の規定に基づく報酬月額に関する届出であり、厚生年金保険法第29条及び第30条、健康保険法第49条及び第50条並びに船員保険法第25条及び第26条の規定に基づき、事業主等に通知する必要があるものであること。

4 その他

- (1) 産休を終了した日の翌日が属する月以降の3月間の支払基礎日数がいずれも17日未満である場合その他産休を終了した際の標準報酬月額改定における取扱い（船員保険の場合は除く。）については、定時決定における取扱いに準ずること。

- (2) 終了時改定は、標準報酬月額の改定の処分であり、不服申立の対象となること。

第四 その他

産休による保険料免除該当者が属する事業所等の総合調査等を行う場合は、産休の事実関係及び被保険者の実質的使用関係の存続を確認すること。